



秋葉区「九条の会」事務局

新津教育会館内

新潟市秋葉区善道町2-9-44

Tel 0250-23-0764 Fax 0250-23-0764

<http://9jo.iinaa.net/index.htm>

平和憲法に違反する特定秘密保護法

私たちは廃止めざして闘うぞ！

12月6日の深夜、自民・公明政権は国民多数の反対・慎重審議の声を押し切って、特定秘密保護法案を可決しました。同日、東京日比谷の野外音楽堂で開かれた反対集会には、会場に入りきれない1万5000人もの人たちが集まり、怒りの声をあげました。

国会には、多数の人たちが押しかけ、「特定秘密法を認めないぞー」の声をあげました。多くの若者が、安倍政権の暴走にストップをかけようと、深夜まで頑張りました。



安倍政権支持率急落

安倍内閣の支持率は47.6%、不支持率は38.4%（新潟日報）となり、国民の怒りと不安が現れました。これまで60%を超えていたものが、一挙に10ポイント以上も急落しました。

	朝日新聞	共同通信
支持	46%	47.6%
不支持	34%	38.4%
差	12%	9.2%

秋葉区9条の会 秘密保護法反対のロングラン宣伝を実施

11月16日より12月上旬まで、秋葉区9条の会は秘密保護法反対のロングラン宣伝を行いました。合計12回となりました。秘密保護法は、戦時立法であり、日本をアメリカと共に戦争する国に変質させるものであるとの認識に立って行動しました。（2面参照）

日本弁護士連合会 抗議声明

2013年12月6日

同法案の採決を強行したことは、内容面・手続面いずれにおいても国民主権・民主主義の理念を踏みにじるものであり、到底容認されるものではない。この点について強く抗議する。

当連合会では、民主主義社会の根幹である国民の知る権利や報道の自由の侵害、重罰化、適性評価によるプライバシー侵害のおそれをはじめとした様々な問題点が残されている同法について、引き続きこれらの問題点の克服のための活動を行っていく所存である。

憲法違反の秘密保護法…Q&A

Q：秘密保護法は憲法違反の法律だといわれていますが、なぜですか。

A：日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三原則から成り立っています。秘密保護法は、この3原則をことごとく踏みにじっている法律だから、そういわれるのです。

Q：どんなことが国民主権の原則に外れるのですか。

A：主権者は国民です。税金を使って集めた情報は本来国民のもので、その原則から外れて、大臣が「特定秘密」を決め、60年以上も国民に知らせないというのですから、とんでもない法律です。情報公開法では、「国民的的確な判断と批判ができることが、民主的な行政を進める」基本になることから、「原則公開」を義務付けています。秘密を作ることは、権力者の悪政を隠し、国民の判断を誤らせます。子々孫々まで甚大な被害を与えますので、国民（主権者）に情報を隠すことは許されません。

Q：知る権利が奪われるといわれていますが…。

A：福島原発事故の例で考えてみましょう。原発について、政党（自民党）、国、企業、学者が一体となって、「原発は安全だ」と説明してきました。「もし事故が起きても日本は多重防護があるから心配はない」ともいってきました。ところがどうでしょう。大津波が来たら4基の原発同時事故が起きてしまいました。もし、「原発には危険性がある」という情報を国民に正しく伝えていたら、あれほど近接して原発を作らなかつたでしょう。津波対策もしていたのではないのでしょうか。「知る権利」が大切なのは、正しい判断をするために欠かせない条件だからです。

Q：報道の自由が侵されるといわれていますが…。

A：報道の使命は、国民の「知る権利」に応えることです。情報が秘匿されてしまえば、正しい報道がされません。戦前、敗北していたにもかかわらず、「勝った、勝った」の情報を流したために、多数の戦死者を出す結果になりました。誤った報道は、国民に大きな損害を与えます。真実の報道を罰する社会は、希望のない社会です。

Q：この法律で国民のプライバシーが侵されるといわれていますが…。

A：この法律では秘密を扱う人を指定します。公務員、最先端の電子技術者、労働者、飛行場や原発で働く人たち…。この人たちに「適正評価制度」を適用されます。本人だけでなく、両親、子、同居者、配偶者の家族まで内定調査が広がり、見えないところで、国籍、思想・信条、趣味、所属団体、交友関係等が調べられます。日本弁護士連合会は、この法律が、国民多数の内偵調査を行うことを是認していることから、「重大なプライバシーの侵害」が起これると警告をしています。

Q：罪刑法定主義（近代刑法の原則）が破棄されるとは、どういうことでしょうか。

A：日本の刑法は、刑事罰（犯罪）の内容を決め、その行為をした時に罰することを原則としています。しかし、秘密保護法は、犯罪の内容を秘密（本人、弁護士、裁判官）にしたまま逮捕し、裁判にかけることとなります。実行行為に至らなくても、教唆、扇動で犯罪に仕立て上げることもできます。罪刑法定主義の原則を投げ捨て、暗黒裁判への道へ進むこととなります。